



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 エプロ  
代表者名 代表取締役グループ CEO 岩崎 辰之  
(JASDAQ コード番号 2311)  
問合せ先 代表取締役 CFO 吉原 信一郎  
(TEL. 03-6853-9165 )

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成28年3月25日開催予定の第26回定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の新体制に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、監査と業務執行を分離することで経営の機動性を高めることを目的とするものです。

##### (2) 移行の時期

平成28年3月25日開催予定の第26回定時株主総会での承認を前提として、同日付で、監査等委員会置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の（一部）変更

##### (1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への組織変更に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条に基づく取締役会決議による取締役の責任免除に関する定めおよび同法第427条に基づく当社と非業務執行取締役との間の責任限定契約に関する定めを定款第24条（取締役の責任免除）に新設するものであります。なお、定款第24条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更を行うとともに、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月25日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年3月25日（予定）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機関の設置)	(機関の設置)
第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> 及び会計監査人を置く。	第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及び会計監査人を置く。
第 2 章 株式及び端株	第 2 章 株式
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 17 条 当社に <u>取締役 8 名以内</u> を置く。	第 17 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、 <u>5 名以内とする。</u>
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5 名以内とする。
(選任)	(選任)
第 18 条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第 18 条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	2. 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
(任期)	(任期)
第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 19 条 (現行どおり)
(新設)	2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会)	(取締役会)
第 21 条 取締役会は、代表取締役グループ CEO が招集し、その議長となる。代表取締役グループ CEO に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第 21 条 (現行どおり)
2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、 <u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>	3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	4. (現行どおり)
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任)
(新設)	第 22 条 当社は、 <u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定を取締役に委任することができる。
(新設)	(取締役の報酬等)
(新設)	第 23 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
(新設)	(取締役の責任免除)
(新設)	第 24 条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)</u> の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
(新設)	2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、 <u>会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数) 第22条 <u>当会社に監査役 4 名以内を置く。</u></p> <p>(選任) 第23条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第24条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程) 第26条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>